

県立小祿高等学校

「いじめ防止基本方針」

~いじめのない居心地の良い学校づくりに向けて~



平成31年4月

小緑高等学校「いじめ防止基本方針」

平成31年4月1日

I いじめの定義及びいじめについての考え方

1. いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となつた児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2. いじめの認知と対応についての考え方

- ①個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けたとする児童生徒の立場に立つことが必要である。
- ②いじめであるか否かの判断にあたっては、当該生徒の表情や様子の細かな観察、行為が起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等の客観的な確認を踏まえ、慎重に進める必要がある。つまり「心身の苦痛を感じているもの」が全ていじめと認知されるものとは限らないことに留意する。
- ③インターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導については法の趣旨を踏まえ適切に対応するものとする。
- ④いじめられた生徒の立場に立って「いじめに当たる」と判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らないことに留意する。
- ⑤いじめとはいえないと判断されるケースにおいても、「心身の苦痛を感じている」生徒がいる場合には、教育相談の観点で当該生徒に対応するように努める。
- ⑥具体的ないじめの様態とその対応については、いじめ等の行為が起きた背景について詳細を明らかにした上で、関係生徒に対するそれまでの指導経緯等も考慮に入れて適切に対応する。その解決に当たっては、学校のみで抱えることなく、警察等の外部関係機関へ通報・相談することができる。その目安等については別資料に例示する。

II いじめ未然防止対策

1. 学校全体で取り組む「いじめを許容しない雰囲気」の醸成

① 授業の充実

(分かる授業を追求し、学力不安の解消を目指し、ストレスの軽減を図る)

② HR 活動の充実

(朝の SHR 等における行動観察・アンケートを活用し、生徒理解に努める)

③ 規範意識の醸成

(「決まりを守る心」「自分を律する心」を育て居心地のよい学習環境作りに努める)

④ 情報モラル教育の充実

(ネットの活用モラル等の高揚を図る)

⑤ 人権意識の高揚

(いじめは人権侵害であるという意識を高める)

⑥ 部活動の更なる活性化

(集団行動における協調性やチームワークを学ぶ)

⑦ 教師の体罰禁止の徹底

(教師も人権意識をさらに高め、生徒の範となる)

2. 学校行事等の課外活動を通じた「いじめ防止」の意識高揚

① 歓迎球技大会、宿泊学習、遠足、体育祭、学園祭、修学旅行等で集団への帰属意識を高め、集団行動のマナーを学ぶ。

② 生徒総会、校内弁論大会等で自身の意見を発信する態度、話を聴く態度を学ぶ。

③ 交通安全講話、薬物乱用防止講話等において命の大切さを学ぶ。

④ エイズ講話、人権講話等において人権意識と多様な価値観を認める肝要さを学ぶ。

⑤ サイバー犯罪防止講話等においてインターネットの活用マナーについて学び、ネット利用モラルを高める。

⑥ 部活動の活性化を図り、集団への帰属意識、自他の個性の尊重、助け合いの精神、奉仕の精神等を高める。

Ⅲ いじめ等の早期発見

1. 各種アンケートによる実態把握

- ①学校で定期的に行うアンケート及び実態調査等
 - 各種アンケート（年2回程度）
 - 学校評価生徒アンケート（年1回）
- ②教育委員会等で行うアンケート及び実態調査等
 - 携帯電話等の情報通信端末の利用に係る実態調査
 - 生活実態調査
- ③臨時的に行うアンケートもしくは実態調査等
 - いじめ、盗難等が発生し状況把握が必要な場合に行う臨時アンケート

2. 日常における教職員の生徒観察

- ① 担任、教科担当、部活動顧問のそれぞれの視点で生徒を観察する。
- ② 日々の生徒観察から、生徒の変化に気づくよう心がける。
- ③ 変化に気づいたら、一言「声をかける」ことを心がける。
- ④ 気づいた変化を職員間で共有し継続的な見守りを行う。必要に応じて介入し、教育相談につなげることができるようにする。

3. 保護者・関係機関との連携

- ① いじめ防止・解決に向けて、保護者、関係機関と連携する。
- ② 保護者に対して「いじめのない学校づくり」への協働を呼びかける。
- ③ PTA総会、三者面談、学級懇談会、学校ホームページ等で家庭における「いじめ早期発見チェックリスト」の活用等と呼びかける。
- ④ 警察や弁護士会等の関係機関には日頃から関係づくりをすすめ、必要に応じて連絡・相談する。

Ⅳ いじめ等への早期対応

1. 被害者のケア

- ①教育相談担当を中心に、生徒が相談しやすい雰囲気作りを心がける。
- ②気になる生徒の教育相談担当への「つなぎ支援」を充実させる。

2. 加害者の特定及び指導

- ①生徒指導主任及び関係教師は、加害の中心となっている生徒から事情を聞く。
- ②「いじめは絶対許されない」という毅然とした態度で接する。
- ③加害者がいじめの原因となったこと、いじめ被害者に対する感情等を丁寧に聴きながら、自らの非に気づけるようにすることを目標として指導する。
- ④暴力を伴ったいじめにおいては、加害者に対して、暴力行為に係る校内指導規定に従い、指導することができる。
- ⑤暴力を伴わないいじめにおいても、被害者の状況を考慮の上、適切に指導を行うものとする。

V いじめの再発防止対策

1. 外部関係機関との連携・相談を心がける。

- ①地域の交番所や警察署と、連絡や相談がしやすい関係づくりをすすめる。
- ②地域における生徒の様子が聞けるよう、地域の自治会等と連携する。

2. 事後の生活実態調査等で再発の有無を常に確認する。

- ①被害者の立場に立ち、いじめ等の有無について継続的に見守る体制を整える。
- ②拡大学年会等の情報交換に於いて、いじめの被害生徒、加害生徒のその後の動向について情報を共有するよう心がける。
- ③「いじめのない居心地の良い学校」をめざし、生活実態調査や学校評価アンケート等において実態把握に努める。

VI 校内における委員会（組織）

1. 設置について

- ①「いじめ対策委員会」を設置する。
- ②「いじめ対策委員会」は、いじめ等に関する重篤事案が発生し、外部関係機関との連携及び対応等が必要となった場合において臨時に召集することができる。
- ③「いじめ対策委員会」は、校長を委員長とし、「生徒指導委員会」「人権・教育相談委員会」「特別支援教育委員会」の合同委員会として構成する。

2. 組織の役割

- ①学校いじめ防止基本方針の策定と周知
- ②いじめの未然防止、アンケートや教育相談によるいじめ早期発見の推進
- ③いじめ発生時の対応
- ④職員研修の企画
- ⑤外部専門家や諸機関との連絡対応
- ⑥いじめ問題に対する記録の保存と情報提供
- ⑦委員会開催と、いじめと疑われる相談・通報があった場合の緊急開催
- ⑧いじめに関係した生徒のアフターケアと他生徒への事後指導

VII 重大事態への対応

いじめにおいて、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合、県教育委員会に報告し、本校の委員会を中心に所轄警察署等外部機関と連携して事案の全体像を早期に把握し、可能な方策を検討して実施する。また、再発防止のために指導方法や組織の見直しを図る。

VIII いじめ事案への対応

